15. 損失の全部又は一部の出資総額等からの控除

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「投信法第136条第2項の 規定に基づき、損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること」についての決定をした場合は、直 ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a (o)】

- (注)「出資総額等」とは、出資総額及び投信法第135条の出資剰余金の額の合計額をいいます。
- ※ 損失の全部又は一部の出資総額等からの控除には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 控除の目的
- b. 減少すべき出資総額等の額
- c. 控除の方法
- d. 控除の日程
- e. 今後の見通し
 - 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項